

## 統計法（昭和二十二年法律第一八号）（抜粋）

（統計官及び統計主事）

第十条 内閣府及び各省の部内に統計官を置くことができる。

- ② 都道府県及び市町村（特別区を含む。）に、統計主事を置くことができる。
- ③ 統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査に関する専門的技術的事務に従事する。
- ④ 統計官は、内閣府事務官、各省事務官、内閣府技官若しくは各省技官又はこれらに相当する政令で定める職員（以下この項において「国家公務員」という。）で、次の各号のいずれかに掲げる資格を有するもののうちから、第一項に定める行政機関の長（宮内庁長官及び外局の長を含む。）が命じ、統計主事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十九条に規定する事務職員若しくは技術職員（以下この項において「地方公務員」という。）で、次の各号のいずれかに掲げる資格を有するもののうちから、地方公共団体の長又は教育委員会が命ずる。
  - 一 統計調査に関する事務に国家公務員又は地方公務員として通算して二年以上従事したこと。
  - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の学部で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有すること。
  - 三 学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は文部科学大臣がこれらと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、卒業したこと。
  - 四 総務大臣が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に定める統計に関する国家試験に合格したこと。
  - 五 前各号に掲げる資格のほか、総務大臣が統計調査に従事するに適切な資格を有すると認定したこと。

## 2-③ 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人事管理の導入に向けての環境整備の一環として、専門スタッフ職俸給表を新設

(制度の概要)

### 1 俸給表の適用範囲

俸給表は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要とされる調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用

### 2 俸給表

俸給表は3級構成とし、各職務の級の水準は、本府省の課長補佐級から課長級までの水準を基礎

### 3 昇給及び勤勉手当

昇給及び勤勉手当については、成果をより反映し得る仕組みを導入

### 4 諸手当

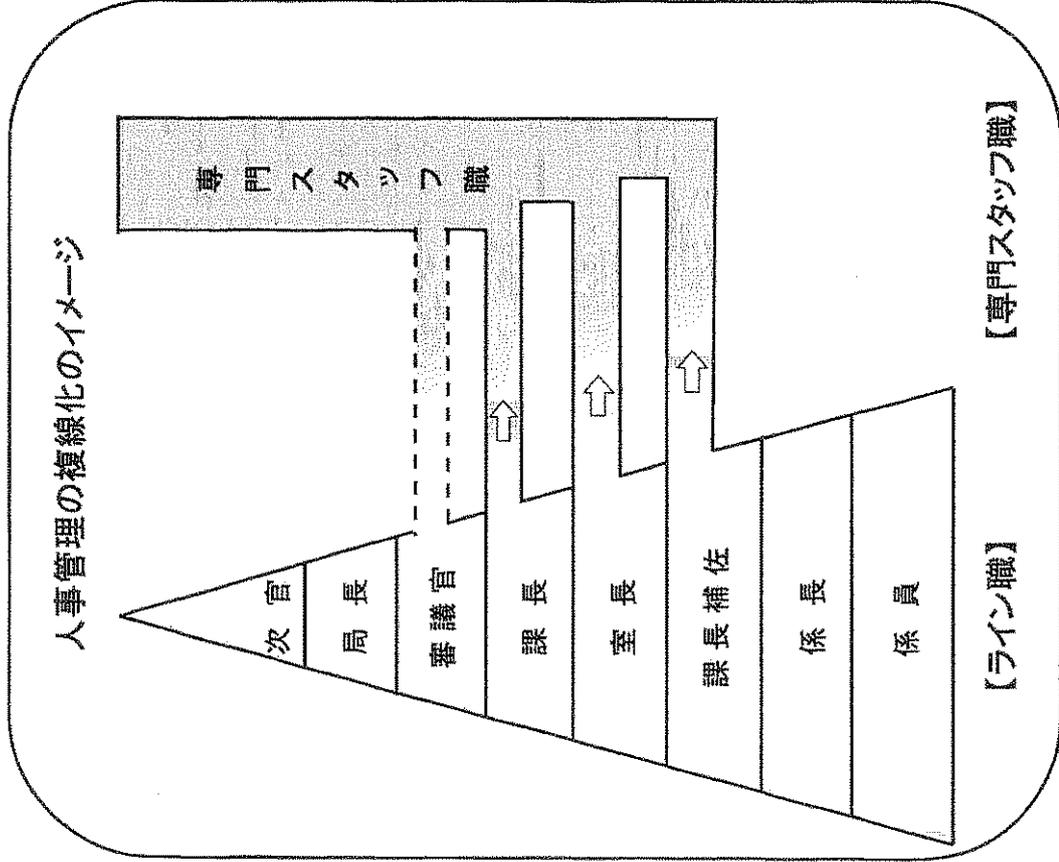
- ・ 俸給の特別調整額は支給しない。2・3級職員について超過勤務手当等を適用除外
- ・ 3級職員のうち、特に重要かつ困難な業務に従事する職員に専門スタッフ職調整手当を支給(俸給月額額の100分の10)

### 5 勤務時間の弾力化

勤務時間について、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき各省各庁の長が割り振る仕組み(フレックスタイム制)を導入

(人事院HPより転載)

## 2-④ 人事管理の複線化及び専門スタッフ職ポストのイメージ



### 専門スタッフ職ポストのイメージ

#### ・ ○○情報分析官

特定の行政分野における高度の専門的な知見を  
活用し、当該特定の行政分野の情報継続的に収  
集、分析し、局長等に提供するとともに、政策検  
討のための助言・提言を行う職務

#### ・ ○○政策研究官

独任的に特定の行政分野に関して継続的に調査  
研究を行うとともに、長期間にわたって政策効果  
の経年的分析を行い、政策の企画及び立案を支援  
する職務

#### ・ ○○国際交渉官

国際交渉等の分野における情報を継続的に収集、  
分析し、国際交渉の責任者に提供・助言するとと  
もに、カウンタートパートとの人脈を形成し、国際  
交渉を支援する職務